

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第106号

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 室に京都市物品センター(以下「センター」という。)を置く。

第3条及び第3条の2を削る。

第4条第1項中「課に課長」を「次長,庶務係長,審査第一係長,審査第二係長,出納係長及び検査指導係長」に改め,同条第2項及び第3項を削り,同条第4項中「課に」を「室に金融専門員,」に改め,同項を同条第2項とし,同条を第3条とする。

第5条第1項中「,課長」を削り,同条第4項を削り,同条第3項中「担当課長」の右に「,課長補佐」を加え,同項を同条第4項とし,同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次長は,室長を補佐する。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「及び課長」を削り,同条第3項中「担当課長,」を「担当課長,課長補佐,」に改め,同条を第5条とする。

第7条を削り,第8条を第6条とする。

第9条中「は,担当課長」の右に「,課長補佐」を加え,同条を第7条とし,同条の次に次の2条を加える。

(代理)

第8条 室長に事故があるときは、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、所長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、所長又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第9条 室において取り扱う事務の概目は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 会計事務の連絡、調整、指導及び改善に関すること。
- (3) 現金、有価証券、担保物件、収入証紙、物品等の出納及び保管に関すること。

ただし、センターにおいて取り扱うものを除く。

- (4) 小切手の振出しに関すること。
- (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 会計検査に関すること。
- (8) 収入及び支出証拠書類の整理及び保存に関すること。
- (9) 決算に関すること。
- (10) 指定金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- (11) 不用物品の分類及び整理に関すること。
- (12) 売却物品の処分に関すること。
- (13) 財務会計システムの管理運営に関すること。
- (14) その他会計に関すること。

2 センターにおいて取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 貯蔵物品の保管並びに保管依頼に係る物品及び永年保存文書の受払い及び保管に関すること。
- (4) 不用物品の回収に関すること。
- (5) 貯蔵物品の活用に関すること。
- (6) 廃棄物品の処分に関すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)